

防災資機材購入補助金の交付手続きの流れ

1 計画の策定

自主防災組織における必要な資機材の整備計画を策定し、購入予定資機材の見積もりをとってください。

2 補助金交付申請書の提出（6月から1月末日の間）

次の書類に必要事項を記入し、防災対策課へ提出してください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書等購入物品資料 ※インターネットで購入の場合は、購入予定の単価・数量・金額が明確に分かる画面のコピーなど
- (5) 口座振替依頼書
- (6) 委任状（振込口座が自治会名・自治会長名以外の場合のみ提出、**押印必要**）

※メールにて申請書の提出をする場合には、下記のメールアドレスに送信した後、必ず電話でその旨をお伝えください。（委任状の提出が必要な場合には、押印が必要なため、メールでの提出を控えていただく場合がございます。）

メールアドレス：bo-chiiki@city.odawara.kanagawa.jp

電話：33-1856

補助金交付決定の前に資機材を
購入しないようにお願いします。

必ず購入前に申請を行って
ください。

3 補助金の支払い・購入

「補助金交付決定通知書」が届いてから、購入してください。

※領収書等の支払い関係書類は必ず保管してください。

4 実績報告書の提出（購入後2カ月以内）

事業実施後（購入後）、2カ月以内に次の書類を防災対策課へ提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業結果報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等支払い関係書類（コピーでも可）

※（1）（2）（3）は、補助金交付決定通知書と併せて送付いたします。

5 注意事項

- (1) 補助金交付申請書、口座振替依頼書及び実績報告書類には押印の必要はありませんが、委任状（提出が必要な場合）には、押印が必要となります。
- (2) 同一の印鑑を使用してください。（シャチハタ等スタンプ印は不可）
- (3) 交付申請時に必要な書類は、市ホームページからダウンロードができます。